

省

令

○財務省令第五十三号

外国為替令(昭和五十五年政令第二百六十号)第十八条の五第一項第三号の規定に基づき、及び外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)を実施するため、外国為替に関する省令及び外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。
財務大臣臨時代理 野田 聖子
平成二十九年八月二十五日

外国為替に関する省令及び外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を次のように改正する。(外国為替に関する省令の一部改正)

第一条 外国為替に関する省令(昭和五十五年大蔵省令第四十四号)の一部を次のように改正する。次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

Table with 2 columns: '改正後' (After Amendment) and '改正前' (Before Amendment). Both columns contain identical text regarding the '第六条' (Article 6) concerning the procedures for capital movement operators. The text describes the requirements for these operators, including the need for a license and the submission of reports to the Ministry of Finance.

第二条 外国為替の取引等の報告に関する省令(平成十年大蔵省令第二十九号)の一部を次のように改正する。次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

Table with 2 columns: '改正後' (After Amendment) and '改正前' (Before Amendment). The text in both columns is identical, detailing the '第五条' (Article 5) which specifies the scope of capital transactions that require reporting to the Ministry of Finance.

告

示

○国家公安委員会告示第五十号

次の公告国際テロリストについて、公告された事項に変更があったので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法(平成二十六年法律第百二十四号)第三条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年八月二十五日 国家公安委員会委員長 小此木八郎
名簿記載者公告番号 Q1-270 (ルスタム・ニコメドヴィッチ・アセルグロフ (RUSTAM MAGOMEDOVICH ASELDEROV))

1 変更前
名簿に記載された年月日 2016年12月12日
その他参考となるべき事項 テロ犯罪のため、ロシア連邦当局により指名手配されている。ロシア連邦のダゲスタン共和国、チェチェン共和国及びイングーシ共和国で活動する160人以上のテロリスト戦闘員グループを率いている。写真は、インターネット(国際警察刑事機構)・国連安全保障理事会特別手配書に含まれているものを利用可能。

備考 表中の「」の記載は注記である。